

平成27年第1回臨時会

天栄村議会会議録

平成27年1月20日 開会

平成27年1月20日 閉会

天栄村議会

平成 27 年第 1 回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月20日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
村長議会招集挨拶	3
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
閉会の宣告	6

第 1 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成27年第1回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成27年1月20日（火曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 議案第1号 工事請負契約の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君
9番	後 藤	修 君	10番	小 山	克 彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
参 事 兼 総務課長	伊 藤	栄 一 君	地域整備 課 長	佐 藤	市 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 事務局長	蕪 木	利 弘	書 記	星	千 尋
書 記	吉 田	真由美			

◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） 本日は公私ともにご多忙のところ、平成27年第1回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年第1回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成27年第1回天栄村議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 熊 田 喜 八 君

8番 須 藤 政 孝 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、服部晃君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員長（服部 晃君） 本臨時会についての会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成27年第1回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部晃君からの報告がありましたとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（小山克彦君） 日程第3、ここで村長より平成27年第1回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに平成27年第1回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は1議案をご提案いたしまして、ご審議をいただくものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の一部変更についてであります。今坂橋橋梁補修・補強工事につきまして、当該契約の一部を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上1議案を提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

平成27年1月20日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（小山克彦君） これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第1号 工事請負契約の一部変更について。

平成26年3月12日及び平成26年3月27日、議会の議決を受けた今坂橋橋梁補修・補強工事

請負契約の一部を次のとおり変更する。

記。

3、契約金額中6,318万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額468万円を、7,065万3,600円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額523万3,600円に改める。

平成27年1月20日提出。天栄村長、添田勝幸。

お手元にお配りをいたしました議案第1号説明資料をごらんください。

今坂橋橋梁補修・補強工事の請負変更仮契約書でございます。今坂橋橋梁補修・補強工事は平成26年3月19日付で契約締結議決を賜ったものでございます。

第2条、工事請負代金の額747万3,600円を新たに増額するもので、特約条項といたしまして、この契約の締結に関し、天栄村議会において可決された場合に本契約として成立するというものでございます。

平成27年1月16日付で仮契約を結んだものでございます。

次のページをお開きください。

変更請負額調書でございます。当初設計額、当初請負額、消費税率の改定に伴う変更でございます。第1回変更設計額、第1回変更請負額Aでございます。

今回の第2回変更請負額Bの中の工事価格でございますが、6,542万円ということでございます。この変更請負額の計算につきましては、表の一番下の変更請負額工事価格という計算式で求められたものでございます。これによりまして、増減額Bにより、工事価格692万円の増、消費税相当額55万3,600円の増、工事費747万3,600円の増というようなことでございます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。資料3枚目の補修計画一般図をごらんください。

支承についての説明後に変更理由を申し上げます。

まず、図の右上をごらんください。

支承は、橋梁において、上部構造——主桁と申します——と下部構造、橋台及び橋脚の間に設置をする部材でございます。支承についての役割でございますが、上部構造の変形を吸収し、上部構造の荷重を下部構造に伝達する役目でございます。

次に、変更理由についてご説明を申し上げます。

当初設計では、12基ある既設支承を、目視による検査で損傷が確認された6基の交換とし、残りは金属溶剤による溶接、せん断ストッパーによる補強の計画でございましたが、現地で精査をした結果、残りの6基についても損傷が確認されたため支承を取り替えるものでございます。

また、現地での精査により、橋の橋面防水等の変更もあわせて行うものでございます。

ご審議の上、議決をくださりますようお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ちょっとわからないんで、この変更請負額調書という中で一番下の欄に第2回変更請負工事価格とありまして、この第1回の変更請負工事費掛ける第2回変更設計工事価格を掛けて、第1回変更設計工事費で割るというのは、通常こういうふうな出し方をするのでしょうか。それとも何か、要するに1回目と2回目をこの金額で割っているということは、何か意味があることなんでしょうか。通常、全部こういうふうな出し方をするんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

変更請負額につきましては、今までもこの計算式をもとに算出して変更請負額を決定しております。

○議長（小山克彦君） いやいや、この計算式はどういう意味かっていうことで。聞いているのは。副村長、森茂君。

○副村長（森 茂君） 私のほうから説明を申し上げますが、変更請負額を算定する際には、当初の請負率、これを基準に算定するわけでありまして、当初の請負額を当初の設計額で割ったものがいわゆる請負率になります。それにその変更設計額を乗じたものが……あ、それをあれですね、それを割って変更工事価格というような形になります。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 要するに、第1回、2回と変更が生じた場合は、全てこういうやり方で出すんだということですね。わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回のこの追加料金が上がったのが、いわゆる支承という部分の取り替えなんです。支承がどのようになったから取り替えるという内容なんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

当初、既設の支承、金属溶射による塗装、またストッパーの設置等によって補強するというような計画をしておったんですが、支承の周りの清掃、沓座モルタルのはつり等を行ったところ、沓座モルタル部分が弱っておりまして、土砂の混入等が確認でき、アンカーボルトも緩み、ぐらつきの損傷が見受けられたものですから今回、既設の支承につきましては旧構造の支承でございました。現行の基準の支承に取り替えるものでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 取りかえる必要に至ったということはわかりますけれども。と言いますと、今まであった支承では上の荷重に耐えられないということだから取り替えなくちゃならないということなんです。どのくらいの荷重に耐えられるという基準等あると思うんですが、その点についてはどのような内容なんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

現況の橋ですと、14トンまでの許容かと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、ただいまの説明ですと、14トンに耐えられないということだから、やはり取り替えなくちゃならないということで理解してよろしいんですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

○副村長（森 茂君） 橋梁の支承という部材は、いわゆる上部工と下部工の間に入りまして、上部工の荷重を軽減させる装置なんです。ですから、12基のうちの6基が機能が果たせなくなったということから、この6基を交換するというございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） ご異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

平成27年1月20日招集の平成27年第1回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成27年第1回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 3月18日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 熊 田 喜 八

署 名 議 員 須 藤 政 孝

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	工事請負契約の一部変更について	1月20日	原案可決